

# 居場所・つどいの場の立ち上げ助成 助成事業を募集します！

高齢者福祉・障がい者（児）福祉・児童福祉の各分野で、地域ぐるみの助けあい・支えあいを推進することを目的とし、令和5年度に都島区内で新たに立ち上げる事業を対象に助成を行います。



都島区の福祉活動に活用してほしい！といただいた寄付を払出しています。

## 【助成金額】

- 1事業につき上限60,000円×3事業以内  
※ 審査結果によっては、一部減額または、払出できない場合もあります。  
※ すでに立ち上がっている事業には払出できません。  
※ 公的な補助金、都島区社協助成金、善意銀行払出金を受けている事業、営利目的の事業には払出できません。

## 【対象団体】

- 助けあい活動を主たる目的とする複数名で構成された任意団体  
(条件) ・新しいメンバーの受け入れを認めることができる。  
・助成を受け、都島区社会福祉協議会の支援を受けて活動できる。

## 【対象時期】

- 令和5年4月1日～令和6年3月31日  
・新たに立ち上がった団体、または既存の団体であっても、従来の活動とは別途に行う新しい事業。  
・令和6年3月末までに具体的に活動が開始できることが、客観的にも見込まれる場合は、応募時点で準備段階でも可。

## 【受付期間】

令和5年4月3日(月)～11月30日(木)の期間中随時受付

## 【問い合わせ】

都島区社会福祉協議会 地域支援担当  
TEL：06-6929-9500 ファックス：06-6929-9504



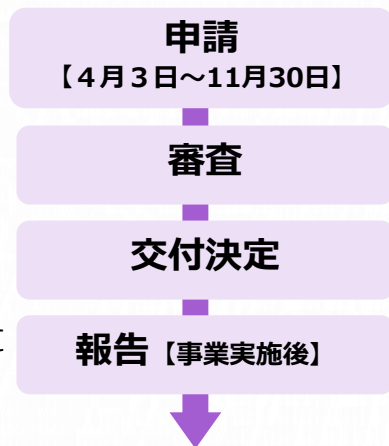
▲都島区社協  
ホームページ



# 令和5年度 善意銀行事業

## 居場所・つどいの場の立ち上げ助成事業を募集します！

- 【対象団体】 助けあい活動を主たる目的とする複数名で構成された任意団体  
(条件) ・新しいメンバーの受け入れを認めることができる。  
・助成を受け、都島区社会福祉協議会の支援を受けて活動できる。
- 【助成金額】 1事業につき上限60,000円  
※ 審査結果によっては、一部減額または、払出できない場合もあります。  
※すでに立ち上がっている事業には払出できません。  
※公的な補助金、都島区社助成金、善意銀行払出金を受けている事業、  
営利目的の事業には払出できません。
- 【対象時期】 令和5年4月1日～令和6年3月31日  
・新たに立ち上がった団体、または既存の団体であっても、従来の活動  
とは別途に行う新しい事業。  
・令和6年3月末までに具体的に活動が開始できることが、客観的にも  
見込まれる場合は、応募時点で準備段階でも可。
- 【対象経費】 助成金で使える経費は決まりがあります。詳しくは別紙をご覧ください。
- 【受付期間】 令和5年4月3日(月)～11月30日(木)  
の期間中随時受付  
※ 期間中であっても予算に達し次第受付を終了  
します。
- 【申請方法】 必要書類を都島区社会福祉協議会事務局へ提出  
してください。  
(ホームページからもダウンロードできます。)  
・申請される団体については申請書の作成を行う前に  
一度社会福祉協議会へご相談ください。
- 【申請書類】  払出申請書  
(指定の様式はホームページまたは事務所で配布しています。)  
 総会(会議)資料  
 役員名簿(最新のもの)  
 今までの実績(あれば)  
(備品を購入される際は見積もり書の提出を求める場合があります。)
- 【審査】 申込受付後、45日以内に通知します。  
・結果については一部減額または払出できない場合もあります。
- 【報告】 交付決定団体については、事業終了後に指定の報告書を提出していただきます。



### 【お問い合わせ・申請窓口】

都島区社会福祉協議会 地域支援担当

- ・住所：都島区都島本通3-12-31 ふれあいセンター都島内  
・電話：06-6929-9500 ・ファックス：06-6929-9504



▲都島区社協  
ホームページ